



四街道市立千代田中学校

P T A 会 則

令和 8 年度改訂版

四街道市立千代田中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会の名称は、四街道市立千代田中学校（以下「千代田中学校」という）PTAという。

第2条 この会の所在地及び事務所は四街道市立千代田中学校におく。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、会員が相互に協力して、家庭と学校と地域社会における青少年の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、この目的を達成するため、次の活動をする。

1. よい保護者、よい教員となるよう努める。
2. 家庭教育及び学校教育の理解と振興に努める。
3. 家庭、地域社会における青少年の教育や福祉の向上を図る。
4. 会員相互の親睦と生涯学習活動を推進する。

第3章 運営の方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗派にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会または、この会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

1. 千代田中学校に在籍する生徒の保護者
2. 千代田中学校に在籍する職員

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

会費は年額4,800円とし、分納は2回とする。ただし、事情により役員会を経て、これを減免することができる。

第8条 会員はすべて、平等の権利と義務を有する。

第9条 この会の会員は、四街道市PTA連絡協議会、印旛郡市PTA連絡協議会、千葉県PTA連絡協議会及び日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 役 員

第10条 会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1名（保護者会員）
副 会 長	保護者会員2又は3名、職員会員1名
庶務幹事	2名（保護者会員）
会計幹事	2名（保護者会員）

役員は、他の役員、会計監査委員または役員候補選考委員を兼ねることはできない。

第11条 役員は役員候補者選考委員会で選出し、総会の承認を得る。

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 会長は次の職務を行う。

1. 総会、運営委員会及び役員会を招集する。
2. 会長は役員候補者選考委員会及び会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 庶務幹事は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会等の議事録作成
2. この会の活動に関する重要事項の記録
3. 記録、通信その他書類の保管
4. 会長の指示に従って、その他この会の庶務

第16条 会計幹事は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づき、一切の会計事務
2. 予算の立案に協力し、この会の財産の管理

第6章 役員候補者選考委員

第17条 役員候補者を選考するときは、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）をおく。

第18条 選考委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第19条 選考委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第7章 会計監査委員

第20条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第21条 会計監査委員は、原則、前年度会計幹事が務めることとし、総会の承認を求める。

第22条 会計監査委員は毎年度末、この会の経理を監査するほか、必要に応じ、随時、会計監査を行い総会に報告する。

第23条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第8章 総 会

第24条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

第25条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年度はじめに開き、次の機能をもつ。
 - (1) 年度の活動計画の承認
 - (2) 決算の承認及び予算の決定
 - (3) 役員を選出・承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要事項に関する審議と承認
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第26条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
ただし、賛否同数のときは議長が決定する。

第9章 運営委員会

第28条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、学年委員長、校長、教頭、その他必要と認められる者で構成する。また、特別委員会のある場合には、その委員長をもって構成する。

第29条 運営委員会は、役員会、会計監査委員、選考委員会、常置委員会、特別委員会及び学年委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常置委員会、学年委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。

第30条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第31条 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。
ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第32条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。
賛否同数のときは議長が決定する。

第10章 役員会

第33条 役員会は必要に応じて開催し、その任務は次のとおりとする。

1. この会の総括に関すること。
2. 総会・運営委員会に関すること。
3. 事業計画及び予算・決算に関すること。
4. 関係団体・機関との連絡に関すること。
5. 緊急事項の処理に関すること。

第11章 委員会及び学年委員会

第34条 この会は、その活動を推進するため委員会及び学年委員会をおく。

第35条 委員会は、常置委員会のほか、特別な事項について必要があるときは、特別委員会をおくことができる。委員会についての必要事項は細則で定める。

第36条 学年ごとに学年委員会を置く。
学年委員会についての必要事項は細則で定める。

第12章 経 理

第37条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁される。

第38条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第39条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第40条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13章 細 則

第41条 この会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は細則制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 改 正

第42条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

附則 この細則は、令和8年4月18日から施行し、令和8年4月18日より適用される。

1. 平成16年4月24日施行、平成16年4月1日適用

細 則

第 1 章 役員候補者選考委員会

第 1 条 千代田中学校 P T A 会則第 6 章第 1 8 条の規定により、この細則を定める。

第 2 条 選考委員会の会員は、1 学年委員をもってあてる。

第 3 条 選考委員長は、1 学年委員長が担う。

第 4 条 委員長は選考委員会の会議の進行をつかさどり、選考の結果を総会に報告する。

第 5 条 選考委員会の定足数は 3 分の 2 以上とする。

第 6 条 選考委員会の議事は出席者の 3 分の 2 以上で決する。

第 2 章 常置委員会及び特別委員会

第 7 条 千代田中学校 P T A 会則第 1 1 章第 3 5 条の規定により、この細則を定める。

第 8 条 常置委員会として、広報委員会、文化委員会、安全委員会を置く。

第 9 条 特別委員会は、その任務を終了したときに、解散する。

第 1 0 条 委員長及び委員の任期は 1 年とする。ただし、引き続き 1 年間だけは留任してもよい。

第 1 1 条 各常置委員会の活動は次のとおりとする。

広報委員会

1. 広報紙の発行に関すること。
2. P T A 活動の記録に関すること。
3. P T A に関する情報資料の収集に関すること。

文化委員会

1. 各種の文化活動の企画と運営に関する事。

安全委員会

1. 生徒の登下校の安全に関する事。
2. 郊外における非行の防止に関する事。
3. その他、生徒の健全育成に関する事。

第12条 常置委員会の委員は、各学年の会員の中から必要数を選出する。

第13条 各委員会に委員の互選により委員長のほか必要に応じて副委員長を置く。

第14条 委員長は、当該委員会を主催するほか、運営委員会の委員となる。

第15条 委員会の決定事項の実施に当たっては、あらかじめ運営委員会の承認を得、終了後は、運営委員会に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は役員会をもってこれにかえることができる。その際役員会はその経緯について次期運営委員会に報告しなければならない。

第3章 学 年 委 員 会

第16条 千代田中学校PTA会則第11章第36条の規定により、この細則を定める。

第17条 学年委員会は、学年におけるPTA活動の連絡調整をはかり、その推進に努める。

第18条 学年委員会は、各学年の会員の中から必要数を選出する。

第19条 学年委員会は、各委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

第4章 千代田中学校PTA慶弔規定

第20条 生徒、会員に対する慶弔について下記の通りとする。

1. 結 婚 (教職員) 金5,000円
2. 出 産 (教職員) 金3,000円
3. 転退職 (教職員) 金3,000円
4. 見舞い 傷病又は事故により入院1ヶ月以上 (生徒・教職員)
金3,000円

PTA活動においての事故により入院の場合 (全員)

金3,000円

5. 死 亡

- | | |
|--------------|---------|
| 生 徒 | 金5,000円 |
| 会 員 | 金5,000円 |
| 配偶者 (教職員) | 金5,000円 |
| 一等親の親族 (教職員) | 金5,000円 |

第21条 本規定慶弔金等を受けた場合、返礼は行わない。

第22条 その他の慶弔 (供花含む) については会長及び役員に一任する。

第23条 生徒、会員以外に対する慶弔 (四街道市PTA連絡協議会等) については会長及び役員に一任する。

第5章 表 彰 規 定

第24条 この規定は、千代田中学校PTAに対して、功績の顕著であった個人又は団体の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

第25条 表彰は次の各項に該当するものについてこれを行う。

第26条

1. PTA役員をつとめ、功績が大であった者
2. 学校教育とPTA活動の発展に寄与した者
3. 前各項に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者

第27条 表彰を受ける者は、第2条各項に掲げる者について、役員会が候補者名簿を作成し、運営委員会において決定する。

第28条 表彰は定期総会において行う。

第29条 ただし、特に必要があるときは随時行うことができる。

第6章 その他

第30条 役員の免除について以下のように定める。

1. 在籍している生徒一人につき一回以上、すでに役員を務めた場合。
2. 兄弟で市内小中学校の本年度の役員が先に決まっている場合。
(四街道市内の小中学校では同じ市P連に属するため、市内の小中学校の役員は同時にできない)
3. 両親ともに外国の方で、日本語に不慣れである場合。
4. 同居しているご家族やPTA会員本人が重篤な病気を患っていて、PTA活動が困難である場合。
5. 平成27年度以降のPTA会長・副会長・庶務幹事・会計幹事に就任し、任期を全うした場合、弟妹分の役員も免除とする。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。
6. その他、PTA会長が認めた場合。

附則 この細則は、令和8年4月18日から施行し、令和8年4月18日より適用される。

1. 昭和61年1月18日第3章、第5章施行
2. 平成11年1月16日第4章施行
3. 平成12年4月15日第1章、第2章施行
4. 平成15年3月4日第1章、第1条一部改正
5. 平成19年2月20日第2章、第6、9条一部改正
6. 平成24年4月1日第4章、第22条一部改正
7. 令和元年8月24日第4章、第22条一部改正
8. 令和3年2月20日第6章施行

千代田中学校組織図

